

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、弊社の人材が、その職務に関して受ける報酬等に関する標準を示すことを目的とする。

### 第2条（報酬の種類）

報酬は、相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、日当、顧問料等とする。

2 前項の用語の意義は次のとおりとする。

- ・相談料  
依頼者に対して行う相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む）の対価をいう。
- ・書面による鑑定料  
依頼者に対して行う書面による弊社の判断または意見の表明の対価をいう。
- ・着手金  
依頼事項処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき依頼事項処理の対価をいう。
- ・報酬金  
依頼事項処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける依頼事項処理の対価をいう。
- ・日当  
依頼事項処理の案件のために稼働した日数分の対価をいう。
- ・顧問料  
契約によって継続的に行う一定の依頼事項の対価をいう。

### 第3条（報酬の支払い時期）

着手金は依頼事項処理等を受けたときに、報酬金は依頼事項処理等の処理が終了したときに、その他の報酬は、この規程に特に定めのあるときは、それに従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

### 第4条（報酬の減免等）

依頼者が経済的資力に乏しいとき、その他、特別の事情があるときは報酬の支払い時期を変更し、または、これを減額もしくは免除することができる。

- 2 着手金および報酬金をうける案件等につき、依頼の目的を達することについての見通し、または、依頼者の経済的事情、その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは依頼者と協議のうえ、着手金を減額して報酬金を増額することができる。
- 3 依頼者から複数の案件等を受任し、かつ、その内容の実態が共通である場合、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるとき、報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

### 第5条（報酬の特則による増額）

依頼を受けた案件等が、特に重大もしくは複雑なとき、処理が著しく長期にわたるとき、または、受任後同様の事情が生じた場合において、規程の額が算定しづらいときは、依頼者と協議のうえ、その額を増額することができる。

## 第2章 相談料等

### 第6条（相談料）

相談料は次のとおりとする。

- 企業：30分ごと30,000円以上（消費税別）
- 個人：30分ごと10,000円以上（消費税別）

### 第7条（書面による鑑定料）

書面による鑑定料は次のとおりとする。

鑑定事項ごとにつき30万円以上（消費税別）

- 2 前項において、事案が特に複雑または特殊な事情があるときは依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

## 第3章 着手金および報酬金

### 第8条（着手金および報酬金）

着手金および報酬金は、依頼事項処理等の難易、軽重、手数の繁簡および依頼者のうける利益等を考慮して、かかる日数を目安に依頼者と協議のうえ、決定する。

## 第4章 日当

### 第9条（日当）

依頼者との協議により、受任する案件等に関し、依頼事項処理に要した日数（移動に要する時間を含む）と人数に日当を乗じた額を報酬として受けることができる。日当は次のとおりとする。

全日（4時間を超え～8時間まで）1名につき50万円以上（消費税別）

半日（1時間を超え～4時間まで）1名につき25万円以上（消費税別）

- 2 案件の困難性、重大性、特殊性、新規性および弊社担当者の熟練度等を考慮し、依頼者と協議のうえ、前項の額を減額することができる。
- 3 概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。
- 4 1件の案件等を複数による人材で受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、依頼者に対し、それぞれ報酬を請求することができる。
  - (1) 複数の人材による受任が依頼者の意思に基づくとき。
  - (2) 複数の人材によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

## 第5章 顧問料

### 第10条（顧問料）

顧問料は次のとおりとする。ただし、事業者については、規模および内容等を考慮して、その額を減額することができる。

- 事業者：月額50万円以上（消費税別）
- 非事業者：月額10万円以上（消費税別）

## 第6章 実費等

### 第11条（実費等の負担）

依頼者に対し報酬とは別に交通費、宿泊費、保証金、その他の依頼事項処理に要する実費等の負担を求めることができる。

### 第12条（交通機関の利用）

出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

## 第7章 依頼事項処理の中止等

### 第13条（依頼事項処理の中止等）

依頼者が弊社に対しての債務不履行や著しく信用が低下する事象が生じたときは、依頼事項に着手せず、または、その処理を中止することができる。